

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 窓口への書類の持参が 不要に!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。

(2021年秋頃予定)

患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。



POINT5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

※「2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります!(A3版・中折り)」内閣府ホームページ(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents>)を加工して作成

職員採用試験のお知らせ

募 集 概 要			
採用予定人数	若干名	採用予定日	令和3年4月1日
職 種	事務職(仕事の内容:地方公務員等共済組合法に基づく福利厚生事業)		
受 験 資 格	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方。又は、令和3年3月卒業見込の方。		
試 験 日 等	<p>[第1次試験]: 令和2年11月1日(日) 選考方法: 一般教養試験・事務適性検査・職場適性検査・作文試験</p> <p>[第2次試験]: 令和2年11月下旬頃(予定): 第1次試験合格者に通知 選考方法: 面接</p> <p>[第3次試験]: 令和2年12月中旬頃(予定): 第2次試験合格者に通知 選考方法: 面接</p>		

※受験手続(「受験案内」及び「受験申込書」「エントリーシート」の取得方法)などの詳細は、7月15日(水)から奈良県市町村職員共済組合公式ホームページでご確認いただけます。

<http://www.kyosai-nara.jp/>

奈良県市町村職員共済組合 総務課 ☎0744-29-8261

